

ち いまきょうせいしやかい じつげん め げ
地域共生社会の実現を目指して

ひろしまし 広島市

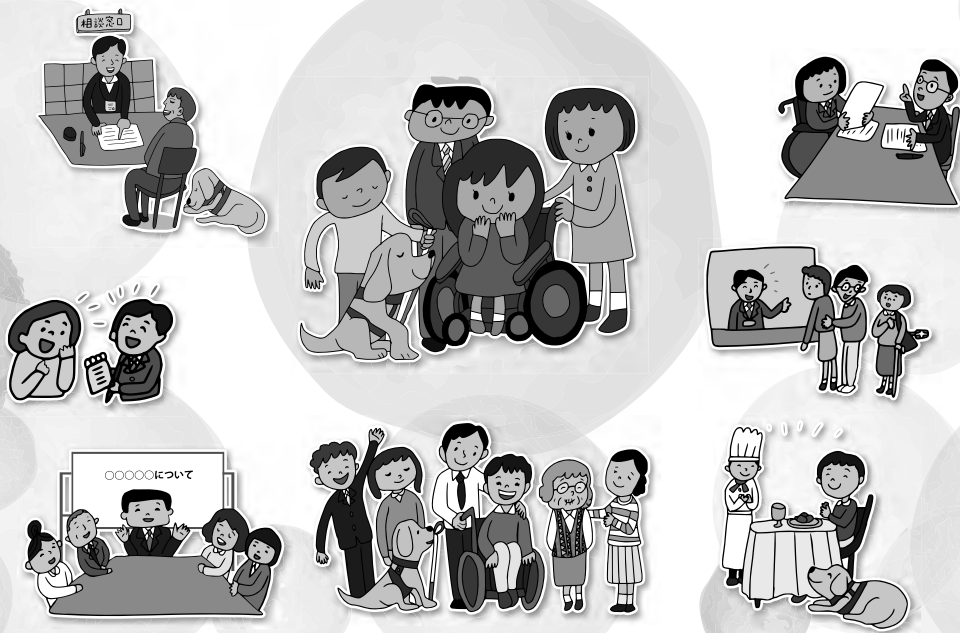
しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別の かいしょう すいしん かん じょうれい 解消の推進に関する条例

ひろしまし しょうがいしゃ さべつかいしょうすいしんじょうれい
(広島市障害者差別解消推進条例)

しょうがい りゆう さべつ かいしょう たが たちば ふ どうじしゃかん
障害を理由とする差別を解消するためには、お互いの立場を踏まえた当事者間
けんせつてきたいわ じゅうよう
の建設的対話が重要です。

しょうがい うむ あいて おも きも も ひろしまし じぎょうしゃおよ
障害の有無にかかわらず、相手を思いやる気持ちを持ち、広島市、事業者及び
しみん いったい しょうがい りゆう さべつ かいしょう とく
市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきましょう。

れいわ ねん がつ にちしこう
令和2年10月1日施行



じょうれい くわ ないよう そうだんまどぐち ひろしまし らん
条例の詳しい内容や、相談窓口については、広島市のホームページをご覧ください。

ページ番号でさがす

147092



市ホームページ▶



じょうれい かん と あ
条例に関するお問い合わせ

ひろしまし けんこうふくし きょくしょうがいふくし ぶしょうがいふくし か
広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課

〒730-8586 ひろしまし なかくこくたいじまちゅうめ ばん 34 号
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
でんわ ふあつくす
電話：082-504-2147 FAX：082-504-2256
メールアドレス：shougai@city.hiroshima.lg.jp

障害のある人もない人も、誰もが利用しやすく心あたたまる

みんなのお店 ひろしま宣言



あなたのお店も
宣言店になりませんか

広島市では、障害を理由とする差別をなくし、誰もが安心してサービスを利用できるようにするために大切な3つの心構えを掲げ、そのための取組を行っていることを宣言するお店を「みんなのお店ひろしま」宣言店として公表し、その取組内容等を、広島市のホームページで紹介します！

広島市内の全ての飲食店・小売店・サービス事業所が対象です。

筆談ボードやコミュニケーションボードを用意しています！



スロープや手すりを設置しています！



点字メニューや手話の音訳を行っています！



手話の勉強会や対応マニュアルを策定しています！



宣言店になったら、市ホームページでお店の情報や取組内容を紹介し、シンボルマークの入った宣言書やステッカーを交付します！

「みんなのお店ひろしま」が大切にする3つの心構え

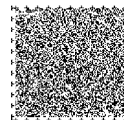
- **入店・サービス拒否をしません**
障害を理由として、正当な理由なく入店やサービス提供の拒否、制限、条件を付けるなどの対応をしません。
- **合理的配慮の提供に努めます**
障害のある人から何らかの配慮を求める要望などがあった場合には、負担になり過ぎない範囲で対応します。
- **心のバリアフリーを大切にします**
障害のある人に対する無関心や誤解等をなくし、一人のお客様として受け入れ、こころよくおもてなしをします。



詳しい内容や、宣言店となる手続きについては、
広島市のホームページをご覧ください。

「みんなのお店ひろしま」宣言

検索

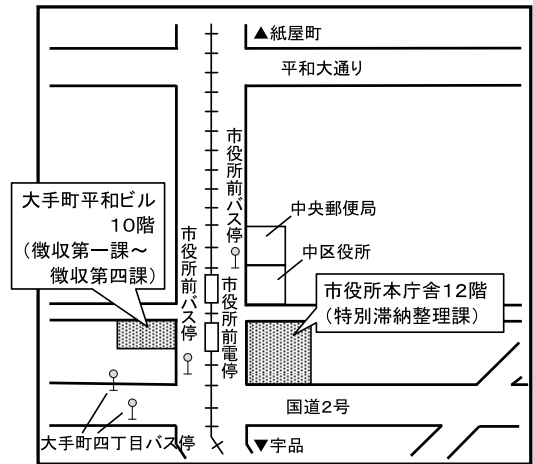


しゅうのうたいさくぶ
収納対策部

《主な業務》市税等の納付相談および滞納整理に関すること

担当区域	担当部署	TEL	所在地
中区	徴収第一課	504-0131 504-0134	〒730-8567 広島市中区大手町 四丁目1番1号 大手町平和ビル10階
東区	徴収第三課	504-0321	
南区	徴収第一課	504-0132 504-0133	
西区	徴収第二課	504-0211 504-0212 504-0214	
安佐南区	徴収第四課	504-0411 504-0412	
安佐北区	徴収第四課	504-0413 504-0414	
安芸区	徴収第三課	504-0322	
佐伯区	徴収第二課	504-0213	
市外	徴収第三課	504-0323 504-0324	
全域 (高額滞納分)	特別 滞納整理課	504-2128	

【徴収第一課～徴収第四課および特別滞納整理課の場所】



しぜいじむしょ ぜいむしつ
市税事務所・税務室

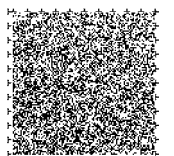
◎市税事務所

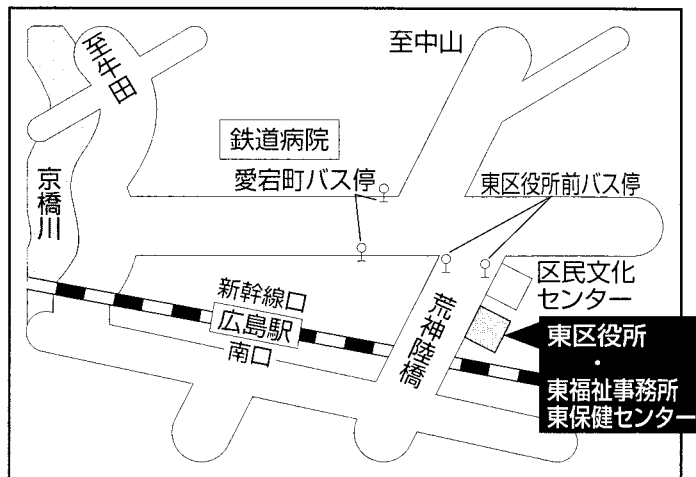
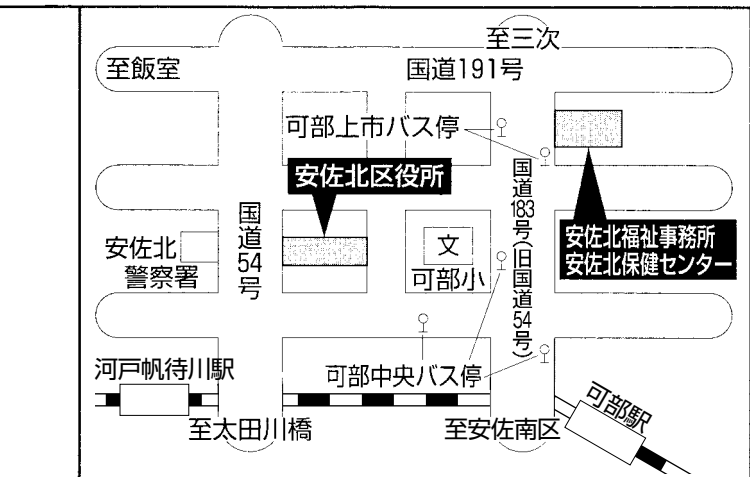
主な業務 (★マークがついている業務は、担当の区に限らず、すべての市税事務所 所で全区分を取り扱います)	担当部署	TEL			
		中央市税事務所 (中区役所内) 中区、南区担当	東部市税事務所 (東区役所内) 東区、安芸区担当	西部市税事務所 (西区役所内) 西区、佐伯区担当	北部市税事務所 (安佐南区役所内) 安佐南区、安佐北区担当
・市税証明書の交付★ ・市税等の収納★ ・原動機付自転車等の標識交付・返納★ ・市税の過誤納金の還付・充当に関する事 ・市税の口座振替に関する事	管理係	504-2558	568-7715	532-0937	831-4932
※市税の口座振替の手続に関する事は、財政局税務部税制課口座振替担当(☎504-2425)ですべての区を担当します。					
・個人市民税(普通徴収、年金所得にか かる特別徴収)の賦課 ・個人市民税の申告受付★	市民税係	504-2564 (中区担当) 504-2751 (南区担当)	568-7719	532-0942 (西区担当) 532-1012 (佐伯区担当)	831-4935 (安佐南区担当) 831-5016 (安佐北区担当)
・固定資産税・都市計画税 の賦課 ※償却資産については、財 政局税務部固定資産税 課償却資産係へ (☎504-2127)	土地係	504-2565	568-7720	532-0943 (西区担当) 532-1014 (佐伯区担当)	831-4937 (安佐南区 祇園・沼田担当) 831-4938 (安佐北区 白木・高尾・可部担当) 831-5019 (安佐南区 佐東・安古市担当) (安佐北区 安佐担当)
	家屋係	504-2566	568-7721	532-0944 (西区担当) 532-1015 (佐伯区担当)	831-4936 (安佐南区 安古市・祇園・沼田担当) 831-5023 (安佐南区 佐東担当) (安佐北区担当)
・軽自動車税(種別割)の賦課	軽自動車税係	504-2777	(中央市税事務所ですべての区を担当します。)		

◎税務室

主な業務 (すべての税務室で全区分を取り扱 います)	TEL			
	南税務室 (南区役所内)	安芸税務室 (安芸区役所内)	佐伯税務室 (佐伯区役所内)	安佐北税務室 (安佐北区役所内)
・市税証明書の交付 ・市税等の収納 ・個人市民税の申告受付 ・原動機付自転車等の標識交付・返納 ・市税の賦課に関する相談など	250-8946	821-4913	943-9716	819-3913

※ 住宅用家屋証明は、家屋が所在する区を担当する市税事務所・税務室で取り扱います(税務室で請求される場合、即日交付ができないなど交付に時間を要します。)





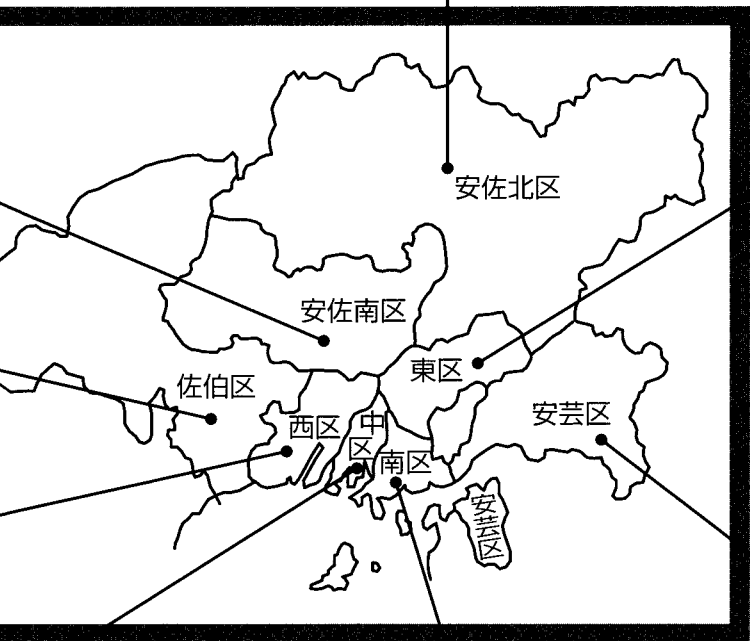
東区役所

〒732-8510
 広島市東区東蟹屋町9-38

東福祉事務所・東保健センター(東区厚生部)

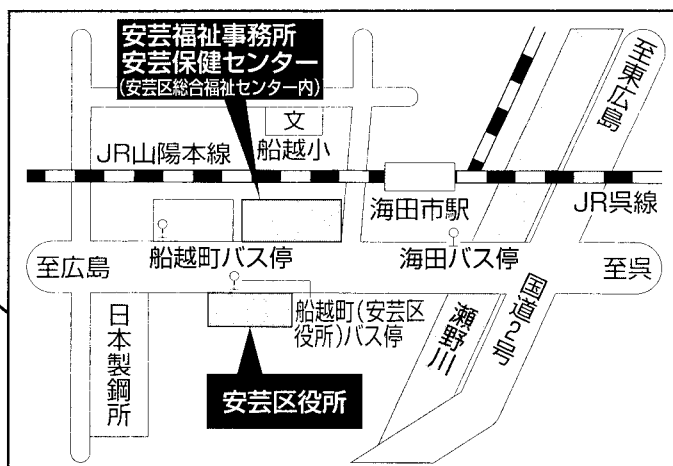
〒732-8510
 広島市東区東蟹屋町9-34(東区総合福祉センター内)

【バ ス】 「愛宕町」下車徒歩約3分
 「東区役所前」下車徒歩約1分



広島市役所

〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6-34



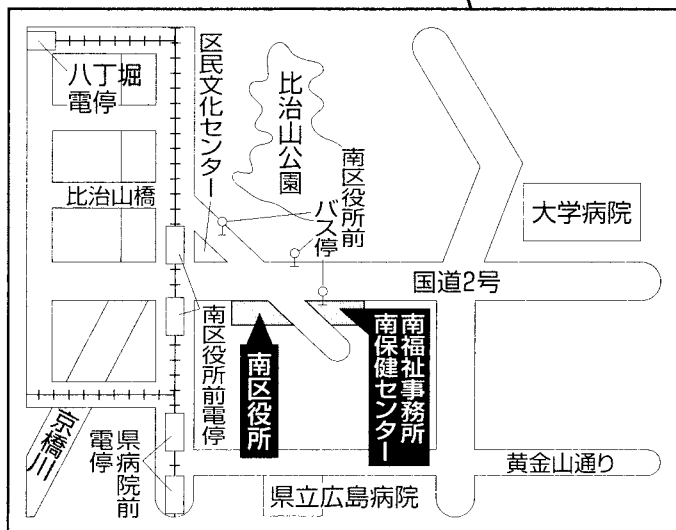
安芸区役所

〒736-8501
 広島市安芸区船越南三丁目4-36

安芸福祉事務所・安芸保健センター(安芸区厚生部)

〒736-8555
 広島市安芸区船越南三丁目2-16(安芸区総合福祉センター内)

【J R】 「海田市駅」下車徒歩約10分
 【バ ス】 「船越町(安芸区役所)」下車徒歩約1分



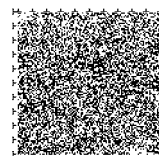
南区役所

〒734-8522
 広島市南区皆実町一丁目5-44

南福祉事務所・南保健センター(南区厚生部)

〒734-8523
 広島市南区皆実町一丁目4-46(南区役所別館内)

【市内電車】 「南区役所前」下車徒歩約3分
 【バ ス】 「南区役所前」下車徒歩約1分



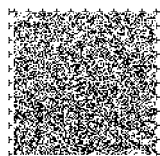
1 福祉事務所（区福祉課）（概要については6頁参照）

区	福祉事務所名	所在地	TEL	FAX	所在階
中	中福祉事務所 （中区福祉課 障害福祉係）	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル内（中区厚生部・中区地域福祉センター内）	504-2588 （直通）	504-2175	2
東	東福祉事務所 （東区福祉課 障害福祉係）	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 （東区総合福祉センター内）	568-7734 （直通）	568-7781	1
南	南福祉事務所 （南区福祉課 障害福祉係）	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46 （南区役所別館内）	250-4132 （直通）	254-9184	1
西	西福祉事務所 （西区福祉課 障害福祉係）	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1 （西区厚生部・西区地域福祉センター内）	294-6346 （直通）	294-6311	1
安佐南	安佐南福祉事務所 （安佐南区福祉課 障害福祉係）	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13 （安佐南区総合福祉センター内）	831-4946 （直通）	879-8565	2
安佐北	安佐北福祉事務所 （安佐北区福祉課 障害福祉係）	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22 （安佐北区厚生部・安佐北区総合福祉センター内）	819-0608 （直通）	819-0602	2
安芸	安芸福祉事務所 （安芸区福祉課 障害福祉係）	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16 （安芸区厚生部・安芸区総合福祉センター内）	821-2816 （直通）	821-2832	1
佐伯	佐伯福祉事務所 （佐伯区福祉課 障害福祉係）	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5 （佐伯区役所別館内）	943-9769 （直通）	923-1611	2

2 保健センター（6頁に記載）

3～6（概要については7頁参照）

名称	所在地	TEL	FAX	所在階
広島市児童相談所	〒732-0052 東区光町二丁目15-55 北棟	263-0694	263-0705	3
広島市身体障害者更生相談所	〒731-3168 安佐南区伴南一丁目39-1 （広島市総合リハビリテーションセンター内）	849-2802	848-8003	1
広島市知的障害者更生相談所	〒732-0052 東区光町二丁目15-55 北棟	263-3695	263-0705	3
広島市こども療育センター療育相談所	〒732-0052 東区光町二丁目15-55 （広島市こども療育センター内）	263-0683	261-0545	1～2
広島市北部こども療育センター療育相談室	〒731-0223 安佐北区可部南五丁目8-70 （広島市北部こども療育センター内）	814-5801	815-0541	1～2
広島市西部こども療育センター療育相談室	〒731-5138 佐伯区海老山南二丁目2-18 （広島市西部こども療育センター内）	943-6831	943-6865	1～2



登録番号	広 G5 - 2023 - 302	主管課	健康福祉局障害福祉部障害福祉課 （本庁舎3階北側） 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34 TEL(代表)245-2111 TEL(直通)504-2147 FAX 504-2256 e-mail shougai@city.hiroshima.lg.jp
名称	心身障害者福祉のしおり		
発行年月日	令和5年11月（第32版）	所在地	
印刷会社名	東広島自立支援センターあゆみ		

身体障害者障害程度等級表

七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	級別
視力の良い方の視力が〇・三以上〇・六以下かつ他方の視力が〇・二以下のもの	視力の良い方の視力が〇・三以上〇・六以下かつ他方の視力が〇・二以下のもの	視力の良い方の視力が〇・二以下かつ他方の視力が〇・一以下のもの	視力の良い方の視力が〇・四以上〇・七以下のもの(二級の二に該当するものを除く)	視力の良い方の視力が〇・八以上〇・一以下のもの(三級の二に該当するものを除く)	視力の良い方の視力が〇・四以上〇・七以下のもの(二級の二に該当するものを除く)	視力の良い方の視力が〇・一以下かつ言語聴覚力による視力の低下をいいては、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	視覚障害
1 両方の良い方の視力が〇・三以上〇・六以下かつ他方の視力が〇・二以下のもの	1 両方の良い方の視力が〇・四以上〇・七以下のもの(二級の二に該当するものを除く)	1 視力の良い方の視力が〇・八以上〇・一以下のもの(三級の二に該当するものを除く)	1 視力の良い方の視力が〇・四以上〇・七以下のもの(二級の二に該当するものを除く)	1 視力の良い方の視力が〇・八以上〇・一以下のもの(三級の二に該当するものを除く)	1 視力の良い方の視力が〇・四以上〇・七以下のもの(二級の二に該当するものを除く)	1 視力の良い方の視力が〇・一以下かつ言語聴覚力による視力の低下をいいては、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	聴覚障害
2 両方の良い方の視力が〇・四以上〇・七以下のもの(二級の二に該当するものを除く)	2 両方の良い方の視力が〇・八以上〇・一以下のもの(三級の二に該当するものを除く)	2 視力の良い方の視力が〇・四以上〇・七以下のもの(二級の二に該当するものを除く)	2 視力の良い方の視力が〇・四以上〇・七以下のもの(二級の二に該当するものを除く)	2 視力の良い方の視力が〇・八以上〇・一以下のもの(三級の二に該当するものを除く)	2 視力の良い方の視力が〇・四以上〇・七以下のもの(二級の二に該当するものを除く)	2 視力の良い方の視力が〇・一以下かつ言語聴覚力による視力の低下をいいては、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	平衡機能障害
3 周辺視野角の総和が左右それぞれ八〇度以上のもの	3 周辺視野角の総和が左右それぞれ八〇度以上のもの	3 周辺視野角の総和が左右それぞれ八〇度以上のもの	3 周辺視野角の総和が左右それぞれ八〇度以上のもの	3 周辺視野角の総和が左右それぞれ八〇度以上のもの	3 周辺視野角の総和が左右それぞれ八〇度以上のもの	3 周辺視野角の総和が左右それぞれ八〇度以上のもの	言語機能障害
4 両眼開放視認点数が七〇点以上のもの	4 両眼開放視認点数が七〇点以上のもの	4 両眼開放視認点数が七〇点以上のもの	4 両眼開放視認点数が七〇点以上のもの	4 両眼開放視認点数が七〇点以上のもの	4 両眼開放視認点数が七〇点以上のもの	4 両眼開放視認点数が七〇点以上のもの	言語機能障害
5 両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	5 両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	5 両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	5 両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	5 両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	5 両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	5 両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	言語機能障害
1 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	1 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	1 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	1 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	1 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	1 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	1 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	上肢
2 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	2 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	2 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	2 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	2 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	2 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	2 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	下肢
3 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	3 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	3 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	3 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	3 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	3 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	3 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	体幹
4 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	4 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	4 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	4 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	4 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	4 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	4 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	心臓機能障害
5 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	5 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	5 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	5 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	5 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	5 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	5 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	呼吸器機能障害
6 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	6 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	6 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	6 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	6 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	6 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	6 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	消化器機能障害
7 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	7 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	7 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	7 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	7 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	7 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	7 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	小腸機能障害
8 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	8 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	8 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	8 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	8 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	8 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	8 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	免疫機能障害
9 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	9 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	9 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	9 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	9 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	9 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	9 両腕の機能を全廃したものをいう。以下同じ)が〇・〇以上のもの	肝臓機能障害

留意点

同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。

身体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。

異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、上記(二)以上の障害が重複する場合は重複する障害の等級を決定する。

「指の機能障害」とは、おや指については指骨関節、その他の指については第一指骨関節以上を欠くものをいう。

上肢または下肢欠損の断端の長さ、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をいう。

下肢の長さは、前脛骨幹より内くるふる以下端までをいう。

(注) 1) 大字実線は、JR旅客運賃割引者のうち、第1種身体障害者(本人および介護者(本人および介護者1名が割引対象)の範囲を示す。第2種身体障害者(原則、本人のみ割引対象)は、それ以外の部分である(ただし、身体障害者手帳が交付されない7級を除く。))

2) 航空旅客運賃割引の対象となる者の範囲は、(1)のJR旅客運賃割引者と同じ(ただし、適用は満12歳以上の場合に限られる。))

〈二つ以上の障害が重複する場合の取扱いについて〉
二つ以上の障害が重複する場合は、原則、次により認定します。

1. 障害等級の認定方法
 - 2により算定した、重複する障害の合計指数に応じて等級を認定します。

合計指数	認定等級
18以上	1級
11～17	2級
7～10	3級
4～6	4級
2～3	5級
1	6級

2. 合計指数の算定方法

合計指数は、下表の各々の障害に該当する等級の指数を合計したのようになります。

障害等級	指数
1級	18
2級	11
3級	7
4級	4
5級	2
6級	1
7級	0.5

その他各区の窓口の問合せ先一覧

(区により、課および係の有無や係名、業務内容などが異なる場合がありますので予めご了承ください)

課名	係名	主な業務内容の具体例	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	
区政調整		区の広報、市民相談、入札・契約、庁舎管理、公文書の開示、大型ごみ収集納付券の販売、各種統計調査、選挙に関する事務	504-2543 504-2544	568-7703	250-8933	532-0925	831-4925 831-4927	819-3903	821-4903	943-9703	
地域起こし推進		防災、区の魅力と活力向上推進事業、交通安全対策の推進、青少年健全育成、集会所の管理運営、児童館の管理運営、住居表示、町内会・自治会、地域コミュニティの振興、農林業の振興(中区、東区、南区、西区のみ)	504-2546 504-2820	568-7704 568-7705	250-8935	532-0927	831-4926	819-3904 819-3905	821-4904 821-4905	943-9704 943-9705	
市民	住民	住民異動の届出、印鑑登録、各種証明の交付、個人番号カードの交付、住民実態調査、児童・生徒の就学事務	504-2551	568-7707 568-7708	250-8938	532-0930	831-4928	819-3907	821-4908	943-9708 943-9709	
	戸籍	郵便による戸籍謄本などの交付	戸籍・住民票事務センター：568-7766								
保険年金		戸籍の届出、埋・火葬の許可、自動車臨時運行許可、特別永住者証明書	504-2552	568-7709	250-8939	532-0931	831-4922	819-3907	821-4908	943-9710	
		保険)国民健康保険の加入・脱退、保険証の交付、保険料の賦課・収納、保険料の口座振替、保険給付など	504-2555	568-7711	250-8941	532-0933	831-4929	819-3909	821-4910	943-9712	
地域支えあい	地域包括支援	地域団体や保健・医療関係団体、民生委員・児童委員等との連携	504-2556	568-7712	250-8944	532-0935	831-4931	819-3910		943-9713	
	保健・医療・福祉の総合相談窓口		504-2852	568-7731	250-4109	294-6512	831-5003	819-0588	821-1707	943-9575	
	こども家庭相談コーナー	親子関係、不登校、非行、発達、虐待の心配など子どもに関する様々な相談	504-2586			294-6289	831-4568	819-0587	821-2810	943-9728	
	地域支援第一	母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、予防接種、健康相談、栄養相談、健康教育、各種健診(検診)、感染症対策、精神保健福祉相談、原爆被爆者の相談・手当、難病相談	504-2109 504-2528	568-7735 568-7729	250-4133 250-4108	294-6384 294-6235	831-4944 831-4942	819-0616 819-0586	821-2820 821-2809	943-9733 943-9731	
	地域子育て支援センター	乳幼児の育児や子育てに関する相談	504-2174	261-0315	250-4134	503-6288	877-2146	819-0617	821-2821	921-5010	
福祉	高齢介護										
	高齢福祉	高齢者福祉(あんしん電話・配食サービス)、後期高齢者医療	504-2570	568-7730	250-4107	294-6218	831-4941	819-0585	821-2808	943-9729	
	介護保険	介護保険、要介護認定	504-2478	568-7732	250-4138	294-6585	831-4943	819-0621	821-2823	943-9730	
	児童福祉	保育園入所相談、児童手当、こども医療費補助、ひとり親家庭の支援、未熟児養育医療	504-2569	568-7733	250-4131	294-6342	831-4945	819-0605	821-2813	943-9732	
障害福祉		身体障害者・知的障害者の相談、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)、特別児童扶養手当、障害福祉サービス、特定医療費(指定難病)、小児慢性特定疾病、重度心身障害者医療費補助	504-2588	568-7734	250-4132	294-6346	831-4946	819-0608	821-2816	943-9769	
生活	管理	献血の推進、災害見舞金(弔慰金)の支給	504-2568	568-7725	250-4103	294-6109	831-4939	819-0575	821-2804	943-9725	
	保護	生活保護の相談・決定・調査、行旅病人および行旅死亡人に関する事務	504-2571 504-2688 504-2572 504-2689 504-2331 504-2334 504-2443 504-2333	568-7726 568-7727 568-7728	250-4104 250-4105 250-4141 250-4149 250-4155	294-6117 294-6119 294-6583 294-6069 294-6135	831-4940 831-5010 831-4973	819-0576 819-0620	821-2806	943-9726 943-9764	
維持管理	庶務	契約・工事代金の支払い					831-4947	819-3924		943-9752	
	管財	道路・公園などの境界確認・占用・使用許可・道路加工の承認、放置自転車などに関する指導・撤去、屋外広告物の許可(佐伯区は庶務係)、道路・橋りょう・公園・下水道管きよ(中区・東区・南区・西区のみ)の維持補修工事、災害応急復旧工事	504-2576 504-2577	568-7739	250-8956	532-0946	831-4948	819-3925	821-4921 821-4922	943-9738	
	維持		504-2581 504-2582	568-7747 568-7786	250-8962 250-8957	532-0947 532-0948	831-4956 831-4957	819-3941 819-3942	821-4933	943-9737 943-9748	
農林		農林業の振興、有害鳥獣対策、農道・林道・水路・ため池の工事、治山事業など					振興)831-4950 土木)831-4951	振興)819-3932 土木)819-3934	振興)821-4946 土木)821-4947	振興)943-9767 土木)943-9751	
建築	施設	市営住宅の維持管理・入居申込受付 など	(指定管理者事務所) 504-2578	(指定管理者事務所) 568-7744	(指定管理者事務所) 250-8959	(指定管理者事務所) 532-0949	831-4954	819-3937	(指定管理者事務所) 821-4928	(指定管理者事務所) 943-9744	
	建築	建築物確認申請の受付・審査・検査、建築相談 など	504-2579	568-7745	250-8960	532-0950	831-4952 831-4953	819-3938	821-4929	943-9745	
地域整備	地域整備	道路・橋りょう・交通安全施設の新設・改良工事、公園などの新設・改良、急傾斜地の崩壊防止、電線共同溝の工事、災害復旧工事 農道・水路などの工事(東区、南区、西区のみ)	504-2583	568-7748 568-7749	250-8963	532-0952	佐東・沼田) 831-4960 祇園・安古市) 831-4961	白木・高陽) 819-3945 可部)819-3946 安佐)819-3947	821-4935 821-4936	943-9749 943-9750	
	復興工務	市道などの施設整備(復興関連)(安佐南区・安佐北区のみ)					877-3353	819-3928 819-3893			
	下水道整備	下水道管きよの新設・維持管理、宅内の排水設備の指導・検査					831-4963	819-3950 819-3951	821-4941 821-4942	943-9756 943-9758	
水道	業務管理	水道料金等の福祉減免制度に関すること	511-6911								
	営業所	その他 水道料金等に関すること	221-5522								
代表電話			各区共通 245-2111 または「おしえて コール ひろしま」 504-0822								
代表ファックス (問合せ先に迷われた時などにご利用ください)			T E L	541-3835	262-6986	252-7179	232-9783	877-2299	815-3906	822-8069	923-5098
区選挙管理委員会			F A X	504-2544	568-7703	250-8934	532-0925	831-4927	819-3959	821-4903	943-9753